

## 確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	法第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅に係る施行規則第9条第1号及び第2号に定める区分
登録番号	北陸地方整備局長2
登録の有効期間	令和2年10月3日から令和7年10月2日まで
氏名又は名称	一般財団法人富山県建築住宅センター
代表者の名称	渋谷 克人
主たる事務所の所在地	富山県富山市舟橋北町4番19号 電話番号(076)439-0248
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価・建設住宅性能評価(新築住宅)
住宅性能評価を行う住宅の種類	全ての住宅
住宅性能評価を行う区域	富山県の全域
確認を行う住宅の種類	全ての住宅
確認を行う区域	富山県の全域